

組合員のリニューアル

平成30年度版

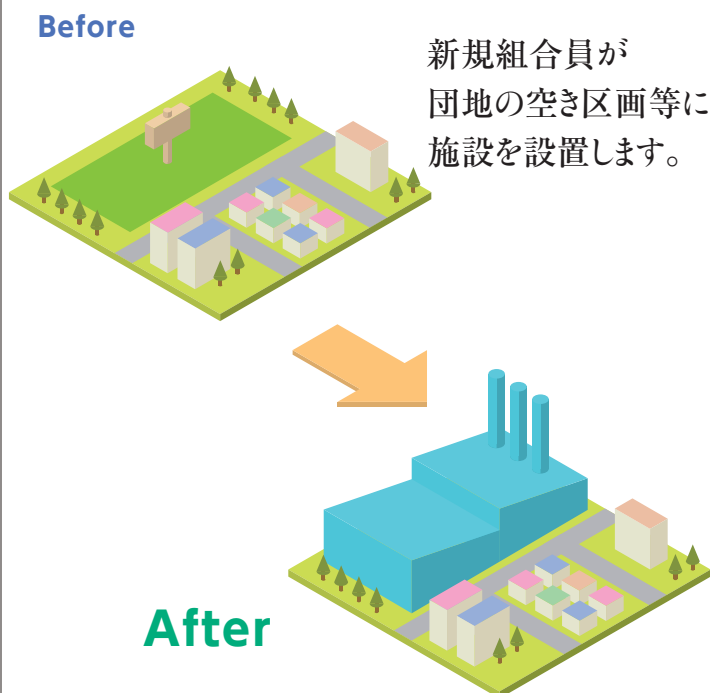
集団化事業を活用したことがあれば 団地再整備時に一社でも高度化資金が使えます

高度化事業を実施した団地に入居する組合員の施設の再整備時には、一社からでも高度化資金を利用できることがあります。既存組合員の増設や建て替え、新規組合員の事業場の整備などに活用が可能です。

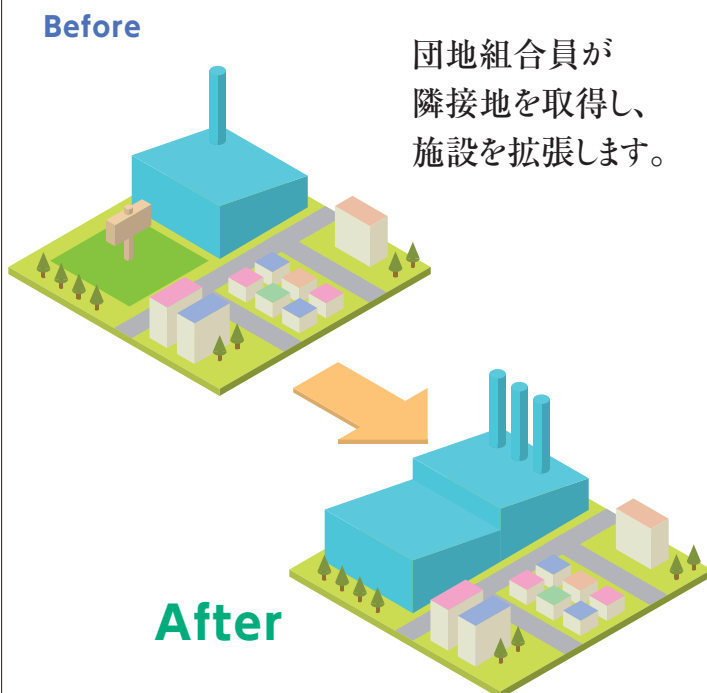


活用例

新規組合員が空き区画を取得 事業場を整備



隣接する空き区画を取得 工場の拡張を達成



○ リニューアル事業の活用事例 一社利用のケース [板野機工株式会社(協同組合岡山鉄工センター)]

ケース

過去に高度化事業で整備した鉄工団地に入居している組合員が、工場拡張用地を確保したい。



高付加価値を生み出す加工部門への進出を志向していたが、現状敷地が手狭なため、取り組めない状況であった。組合は移転を予定する他の組合員に土地売却を提案、承諾を得て、リニューアルが実現した。



○ 貸付条件

貸付対象者	中小企業組合および組合員企業
貸付割合	貸付対象施設整備費の 80%以内 *ただし特定の条件を満たせば 90%以内 に増加
償還期限	据置期間を含む 20年以内 であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内 であって、都道府県が適当と認める期間
金利	年利 0.50% (平成30年度貸付決定分。利率は毎年度見直し) *ただし特別な要件を満たせば 無利子

○ 制度要件

以前に貸付けを受けた際と同等の審査があります。
また、団地内の組合員企業の場合、一社で事業が活用できます。

○ まずは最寄りの地域本部窓口にお問い合わせください

地域本部	担当課	電話番号	担当地域
北海道本部	地域振興課	011-210-7473(直通)	北海道
東北本部	地域振興課	022-399-9058(直通)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東本部	地域振興課	03-5470-1639(直通)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県
中部本部	地域振興課	052-205-6853(直通)	愛知県、岐阜県、三重県
北陸本部	地域振興課	076-223-5761(直通)	富山県、石川県、福井県
近畿本部	地域振興課	06-6264-8618(直通)	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国本部	地域振興課	082-502-6688(直通)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国本部	地域振興課	087-811-3321(直通)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州本部	地域振興課	092-263-0320(直通)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄事務所	—	098-859-7566(直通)	沖縄県

中小機構 高度化事業部
高度化事業企画課

TEL:03-5470-1528(直通)

E-mail : kodoka00@smrj.go.jp